

議案第 60 号

鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。
令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 109 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。